

【行政情報】

● 新型コロナウイルスに対する OECD 都市戦略の日本語版を公表：国交省

国土交通省は 12 月 25 日、OECD の「新型コロナウイルス（COVID-19）への都市の政策対応」報告書を日本語に翻訳し公表した。

この報告書では、世界各国の 70 以上の都市における新型コロナウイルスへの初動や感染拡大の局面における対応、今後の回復に向けた長期戦略についてまとめられている（1）。あわせて、よりよい都市政策を実現するための視点をまとめた「OECD 都市政策の原則」についても翻訳・公表し、都市政策立案に携わる自治体関係者等の指針となることを期待している（2）。

[\(1\) 「新型コロナウイルス（COVID-19）への都市の政策対応」](#)

[\(2\) 「OECD 都市政策の原則」](#)

[報道発表資料：国土交通省](#)

● コロナ禍で 57,000 人が過ごせる面積を屋上緑化：国交省

国土交通省は 12 月 25 日、「全国屋上・壁面緑化施工実績調査（2019 年）」の結果をまとめ公表した。

2019 年中に、屋上緑化の施工面積は約 19.7ha。この面積は、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」において、ソーシャルディスタンスとして人との距離を 2 m 取る場合で、約 56,936 人分に相当する。また、同年中に、壁面緑化も約 7.5ha が施工された。

建物用途別では、ホテル等の宿泊施設を含む「その他サービス・娯楽施設」における壁面緑化の施工面積と割合、「工場・倉庫・車庫」における屋上緑化の施工割合が過去最高となった。また、植栽タイプ別では、様々な植栽を組み合わせる「複合植栽」による壁面緑化の施工面積が過去最高となった。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「復興まちづくりのための事前準備」の着手率、約 55%：国交省

国土交通省は 12 月 25 日、全国の都道府県及び市区町村を対象に実施した「復興事前準備の取組状況」についての調査結果をとりまとめた。同省では、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を 2018 年 7 月に公表し、地方公共団体において、地震や津波等で被災した際に早期かつ的確な復興まちづくりを行えるよう、平時から復興まちづくりを想定して、体制や手順、目標の事前検討、訓練の実施等の復興事前準備の取組を推進している。

2020 年 7 月末時点で、約 55%の自治体が取組に着手している（昨年度比+8%）。しかし復興の体制・手順の検討は進んでいる一方で、訓練の実施や目標の事前検討は途上。また、南海トラフ地震や首都直下地震の想定区域において、着手率が高い傾向にある（静岡県：100%）、徳島県：100%、東京都：90%など）。

[報道発表資料：国交省](#)

● 住宅ローン減税等が延長：国交省

2020年12月21日に閣議決定された2021年度税制改正の大綱において、住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の延長等が盛り込まれた。

住宅ローン減税については、現行の控除期間13年の措置について、契約期限（注文住宅は2020年10～2021年9月、分譲住宅等は2020年12月～2021年11月）と入居期限（2021年1月～2022年12月）を満たす者に適用される。また控除期間13年の措置の延長分については、床面積要件を40㎡以上に緩和した（40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額1,000万円以下の者に適用）。

住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置については、2021年4月～12月の住宅取得等に係る契約について、2020年度と同額の非課税限度額（最大1,500万円）を措置。また床面積要件は40㎡以上に緩和された（40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額1,000万円以下の者に適用）。

[報道発表資料：国交省](#)

● 新たな経済対策、グリーン住宅ポイント制度を創設：国交省

2020年12月21日に閣議決定された2021年度第3次補正予算案に「グリーン住宅ポイント制度」が盛り込まれた。この制度は、グリーン社会の実現及び地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図ることを目的とする。なお今回の措置は、今後の国会で予算が成立することが前提となる。

一定の省エネ性能等を有する住宅の新築やリフォームを行う場合、または一定の要件等を満たす既存住宅の購入を行う場合、商品や一定の追加工事と交換可能なポイントが付与される。

- 新築は最大40万円相当、リフォームは最大30万円相当のポイントが付与。

※ 一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引上げ

- 「新たな日常」等に対応した追加工事にもポイントを交換可能。
- 若者・子育て世帯がリフォームを行う場合等にポイントの特例あり。
- 住宅の新築・リフォーム、既存住宅の購入で、令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約の締結等した場合が対象。

[報道発表資料：国交省](#)

● 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

国土交通省土地・建設産業局の不動産課と不動産市場整備課は、不動産業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症による影響への支援策の通知を行った。詳細は下記リンクより。

[不動産における新型コロナウイルス感染症対策について（ビル賃貸事業者向けの支援策等について）：国交省](#)